

# 南区・保土ヶ谷区・磯子区の土砂災害警戒区域等に居住される市民の皆様



## 崖地の現地調査へのご協力をお願いします。

横浜市では、土砂災害から人命を守るために、土砂災害警戒情報（※1）の発表とともに避難指示を一斉に発令する区域（※2）を選定し、崖崩れの危険性が高まる大雨時に、その区域内に居住されている方々に対して、速やかな避難行動を促しています。現在選定している区域は、神奈川県が指定している土砂災害警戒区域（※3）内に存在する崖地を対象として、平成27年から29年にかけて実施した専門家による調査に基づいています。

その後、県では土砂災害警戒区域等の見直し等を進めています。本市は、県の見直しに伴い、新たに区域指定がなされた崖地や、区域が変更された崖地について、専門家による調査を実施します。

崖地調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、立ち入りのご説明をさせていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

### 1. 令和3年度 調査場所

南区・保土ヶ谷区・磯子区 （3区合計 約450箇所）

### 2. 調査期間及び時間

調査期間：令和3年8月中旬から令和4年2月28日（予定）

調査時間：9：00から17：00のうち、数時間を予定しています。（1箇所あたり）

### 3. 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。

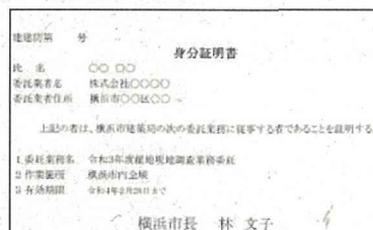


### 4. 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章等を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例



身分証明書の例

## 5. 地元への周知について

土砂災害警戒区域内の調査対象世帯には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

## 6. 結果について

撮影した写真及び調査結果については、個人情報が含まれるため、市ホームページ等で公開はしません。

### <注釈>

#### ※1 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

#### ※2 「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難指示を一斉に発令する対象区域（即時避難指示対象区域）

平成26年10月の台風18号を教訓に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地をあらかじめ抽出し、その周辺地域に対して、「土砂災害警戒情報」の発表とともに市が「避難指示」を発令することとしています。

#### ※3 土砂災害警戒区域

傾斜度30度以上かつ高さ5m以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。区域の位置については神奈川県の以下のホームページを参照ください。

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

### ◆お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課 かけ防災担当

担 当 高橋（南区）、和田（保土ヶ谷区）、櫻町（磯子区）

連絡先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>